

**豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱 その他市長が認める者運用基準**

この基準は、豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下、「本要綱」という。）第3条第1項第4号に定めるその他市長が認める者の運用基準を定める。

（該当要件）

第1条 この基準を適用する者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1）本要綱第3条第1項第1号から第3号に掲げる要件に該当しない者
- （2）負債が売却の見込みがある資産（現金を含む。）を上回っている者
- （3）後見人等報酬費用を加えた支出が収入を上回っている者（後見人等報酬費用については、本要綱第8条第2項に定める助成の上限とする。）

（必要書類）

第2条 この基準に基づく助成を受けようとする者は、様式第1号に必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

（適用時期）

第3条 この基準を適用する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）本要綱第6条第1項に定める審判請求費用の助成を受けようとする者であって、審判請求を行った日が令和4年4月1日以後の日にちであること
- （2）本要綱第9条第1項に定める後見人等報酬費用の助成を受けようとする者であって、後見人等の活動期間に令和4年4月1日以後の日にちを含むこと

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行し、報酬付与対象期間が令和3年4月1日以後について適用する。